

地域間幹線バス路線確保維持費補助金交付要綱

	平成24年2月16日	23交第94号
改正	平成26年2月14日	25交第103号
改正	平成27年5月14日	27交第20号
改正	平成29年7月11日	29交第39号
改正	平成30年3月16日	29交第86号
改正	令和2年6月4日	2交第38号
改正	令和3年3月1日	2交第172号
改正	令和4年2月28日	3交第210号

(趣旨)

この要綱は、県内のバス路線の運行を確保維持するため、乗合バス事業者が行う地域間幹線バス路線の運行維持事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第1章 共通事項

(定義)

第1条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のイに定める一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を営業者をいう。
- (2) 県協議会 長野県公共交通活性化協議会設置要綱（平成13年9月19日付け13交第28号長野県企画局長通知）に基づき、地域における地域間幹線バス路線の確保・維持・改善のため、県が主体となり、国、県、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置される長野県公共交通活性化協議会をいう。
- (3) 市町村協議会 地域公共交通の確保維持改善のため、市町村が主体となり、市町村、関係事業者等の構成員によって設置される協議会をいう。
- (4) 長野県地域間幹線系統確保維持計画 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号。以下「国要綱」という。）第2条第1項第1号に基づく生活交通確保維持改善計画のうち、同要綱第8条の規定により県協議会が策定するもの（以下「県計画」という。）をいう。

第2章 地域間幹線系統確保維持費補助金

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、県計画に運送予定者として記載されている乗合バス事業者とする。

(補助対象期間)

第3条 補助対象事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業の基準)

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 補助対象系統は、別表1に定める要件に適合する系統(以下「地域間幹線系統」という。)とする。
- (2) 補助対象経費の額は、別表2に定めるところにより算定するものとする。

(県計画の策定)

第5条 県協議会は、乗合バス事業者から提出された次の事項を記載した地域間幹線系統別確保維持計画(以下「系統別計画」という。)を集約し、地域住民の生活のために確保・維持が必要と認められる地域間幹線系統であるか協議の上、県計画を策定するものとする。

- (1) 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- (2) 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- (3) 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
- (4) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
- (5) 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- (6) 別表1の補助事業の基準二に基づき、市町村協議会が、平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
- (7) 別表1の補助事業の基準ハに基づき、市町村協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
- (8) 地域間幹線系統の運行に係る市町村協議会における協議の状況
- (9) 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合にあっては、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

2 乗合バス事業者は系統別計画を、毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の5月31日までに県協議会に提出するものとする。

3 乗合バス事業者は、前項の系統別計画を提出するときは、次に掲げる書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を添付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(国要綱様式第1-5。補助対象系統に係るものに限る。)

(県計画の変更)

第6条 乗合バス事業者は、県協議会に提出した系統別計画を変更しようとするときは、前条第1項各号の内容を記載した地域間幹線系統別確保維持計画変更計画を当該変更を行う30日前までに県協議会に提出するものとする。

2 県協議会は、乗合バス事業者から提出された変更計画を協議の上、県計画を変更する。

3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

(交付の申請)

第7条 規則第3条に規定する申請書及び関係書類並びにこれらの書類の提出する期限は、別表5の第2欄に定めるとおりとする。

(補助金の上限額)

第8条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額で、かつ、国要綱に基づき国が交付する補助金の額を限度とする。

(補助金交付の条件)

第9条 補助金の交付の条件は、別表6の左欄に掲げる当該補助金の右欄に定めるとおりとする。

(交付決定及び額の確定等)

第10条 知事は、第7条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、補助対象事業者へ通知するものとする。

2 補助対象事業者が県計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、全部又は一部を減額して補助金の額を確定する。この場合において、補助対象期間の末日(9月30日)までに廃止又は休止された補助対象系統については、補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合についてはこの限りではない。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、別表5の第3欄に定める書類を当該補助金の交付決定通知を受けた日から10日以内に提出して行うものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、別表5の第4欄に定める書類を、知事に提出するものとする。

第3章 車両減価償却費等補助金

(補助対象事業者)

第13条 補助対象事業者は、第4条の基準に適合する補助対象事業を行う乗合バス事業者とする。

(補助対象事業の基準)

第14条 補助対象事業は、県計画に記載された補助対象系統を運行するために必要な車両の取得であって、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 補助対象経費は別表3に定める要件に適合する補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額とする。

(2) 補助対象経費の額は、別表4に定めるところにより算出するものとする。

(県計画の策定)

第15条 県協議会は、乗合バス事業者から提出された次の事項を記載した車両取得計画を集約し、地域住民の生活のために取得が必要と認められる車両取得であるか協議の上、第5条第1項に掲げる事項に車両取得計画を加えて、県計画を策定するものとする。

- (1) 車両の取得に係る目的・必要性
- (2) 車両の取得に係る定量的な目標・効果
- (3) 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者
- (4) 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者とその負担額
- (5) 車両取得に係る市町村協議会における協議の状況

(県計画の変更)

第16条 乗合バス事業者は、県協議会に提出した車両取得計画を変更しようとするときは、前条各号の内容を記載した車両取得計画変更計画を当該変更を行う30日前までに県協議会に提出するものとする。

2 県協議会は、乗合バス事業者から提出された変更計画を協議の上、県計画を変更する。

(交付の申請)

第17条 規則第3条に規定する申請書及び関係書類並びにこれらの書類の提出する期限は、別表5の第2欄に定めるとおりとする。

(交付決定及び額の確定等)

第18条 知事は、第17条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、補助対象事業者に通知するものとする。

(準用規定)

第19条 第3条、第8条、第9条、第11条及び第12条の規定は、本章において準用する。

附 則

この要綱は、平成23年度予算から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成25年度予算から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年度予算から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成30年度予算から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱の改正は、令和2年度予算から施行する。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた特例)

第2条 知事は、令和2年度予算に限り、第2条及び第13条に規定する補助対象事業者に対し、第7条、第10条第1項、第17条及び第18条の規定に関わらず、この条から附則第7条に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することができるものとする。

2 知事は、当分の間、第2条及び第13条に規定する補助対象事業者に対し、第5条第2項、第6条第1項及び別表1の規定に関わらず、附則第8条から附則第10条に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することができるものとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第3条に規定する申請は様式第12号又は様式第13号によるものとし、提出する期限は別に定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、附則第3条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、補助対象事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条の実績報告書は、様式第14号又は様式第15号によるものとし、提出する期限は別に定めるものとする。

(補助金の交付)

第6条 知事は、規則第12条による補助金の額の確定後、補助金を交付するものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、交付決定額の2分の1を限度に概算払により補助金の交付をすることができる。

2 補助対象事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第16号又は様式第17号)を知事に提出するものとする。

3 補助対象事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第18号又は様式第19号)を知事に提出するものとする。

(事業着手)

第7条 補助金の交付決定を受けようとする者は、交付決定前に補助事業に着手できないものとする。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、着手前に知事に届出を行うこと。

2 知事は、補助対象事業者からの系統別計画の提出をもって前項に規定する事前着手の届出がなされたものとみなし、国土交通大臣が県計画を認定したことをもって事前着手を承認したものとする。

(系統別計画の提出)

第8条 乗合バス事業者は系統別計画を、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日までに県協議会に提出するものとする。

(系統別計画の変更)

第9条 乗合バス事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等に伴い、系統別計画を変更する場合について、第6条第1項の規定によらず、運行開始後に連絡を行うとともに、第7条の補助金交付申請（令和2年度予算においては、附則第5条の実績報告）の際に報告することとする。

なお、乗合バス事業者の希望により、第6条第1項の規定による事務を行う場合はこの限りではない。

さらに、第6条第1項の規定による事務を行う場合においても、事後の提出を可能とする。

（輸送量要件）

第10条 別表1「補助対象事業の基準」の補助対象事業の基準「ホ」の「過去に2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が15人未満又は150人超ではないもの。」について、令和2年度における実績輸送量が、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等により15人未満となっても、これにより、令和4年度及び令和5年度の県計画において補助対象外とすることはない。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱の改正は、令和3年3月1日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた特例）

第2条 令和2年度及び令和3年度事業において、国土交通大臣の認定を受けた県計画に係る地域間幹線系統確保維持費補助金については、第4条第2号の規定に関わらず、別表2の「1（4）」、「1（5）」、「2（4）」及び「2（5）」は適用しないものとする。

2 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする場合において、補助対象事業者は、別表5の第2欄の規定に関わらず、様式第20号による申請書を知事の指定する日までに提出しなければならない。なお、すでに別表5の第2欄に規定する関係書類を提出している補助対象事業者は、当該関係書類の添付は要しない。

附 則

この要綱の改正は、令和4年2月28日から施行する。

別表1 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者</p>	<p>補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表2に定めるところにより算出される経費</p>	<p>1 県協議会が定めた県計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからトの全てに適合するもの。ただし、県計画策定時において新規に開設する系統（開設から1事業年度未満のもの又は既存の系統から20%以上経路を変更して運行をするものを含む。）等、補助を受けようとする年度の前々年度の実績のないもの（以下「新規系統等」という。）にあつては、次項による。</p> <p>イ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。</p> <p>ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。</p> <p>ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国要綱別表3に定める広域行政圏の中心市町村への需要 ・県庁所在地への需要 ・上記以外の市町村であつて、総合病院等医療機関、学校等の公共施設、商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると県協議会が認めたものへの需要 <p>ニ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。ただし、県協議会が認めた場合は、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。</p> <p>ホ 次式によって算出される補助対象期間の1日当たりの輸送量が15人～150人と見込まれるもの。ただし、過去2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が15人未満又は150人超であつたものを除く。</p> $\text{計画平均乗車密度} \times \text{計画運行回数}$ <p>ヘ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額（新設系統等の場合は経常収益の実績額）が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額（新設系統等の場合は経常費用の実績額）に達していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた系統を除く。</p> <p>ト 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあつては、あらかじめ県計画の変更を経たうえで、再編を行う日までに国要綱第8条の規定による認定又は変</p>	<p>1/2</p>

		<p>更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)</p> <p>2 新規系統等にあつては、県協議会が定めた県計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、前項イからハ、へ及びト並びに次のチ及びリ^ニの全てに適合するもの。</p> <p>チ 補助対象期間における1日当たりの運行回数実績が3回以上のものとする。ただし、県協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数実績が3回以上のものとする。</p> <p>リ 次式によって算出される補助対象期間における1日当たりの実績輸送量が15人～150人であるものとする。</p> <p style="text-align: center;">平均乗車密度 × 運行回数</p>	
--	--	--	--

(注)

1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。(小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。)

「計画平均乗車密度」＝「計画運送収入」÷「計画実車走行キロ」÷「平均賃率」

なお、新設系統等の場合の「平均乗車密度」は、次式によって算出された数値をいう。(小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。)

「平均乗車密度」＝「運送収入」÷「実車走行キロ」÷「平均賃率」

2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績値がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績値に計画実車走行キロを乗じて算出する。ただし、実績値がない場合は、県計画に記載された補助対象系統の経常収益の見込額と当該運行系統の補助対象期間における実車走行キロ当たり運送収入の実績値に実車走行キロを乗じて算出した額のいずれか多い額とする。

3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。(銭単位まで算出。銭未満切り捨て。)
- 「平均賃率」＝「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」

なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。

「平均賃率」＝(「運賃改定前適用の平均賃率×日数」＋「運賃改定後適用の平均賃率×日数」)
÷「総適用日数」

別表2 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持関係）

補助対象経費の算出方法	
1	<p>補助対象経費の算出方法は、次のとおりとする。ただし、新規系統等については、次項によるものとする。</p> <p>(1) 補助対象経費の額は、次のとおりとする。</p> <p>補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）</p> <p>(2) 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出する。</p> <p>当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。</p> <p style="padding-left: 40px;">地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>(3) 経常収益の見込額は、次式によって算出する。</p> <p>当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ</p> <p>(4) 補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の50%以上である場合にあつては、当該競合系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額 ×</p> <p style="padding-left: 80px;"> $\left(\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right)$ </p> <p>(5) 補助対象経費の額は、平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統については、当該系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。</p>
2	<p>新規系統等に係る補助対象経費の算出方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助対象経費の額は、次のとおりとする。</p> <p>補助対象経常費用と経常収益の差額とする。ただし、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。</p> <p>(2) 補助対象経常費用の額は、次式によって算出する。</p> <p>当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の実車走行キロ ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。</p> <p style="padding-left: 40px;">地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の実車走行キロ</p> <p>(3) 経常収益の額は、次式によって算出する。</p> <p>当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 × 当該補助対象系統の実車走行キロ</p> <p>実車走行キロ当たり経常収益は、補助対象期間における当該補助対象系統実車走行キロ当たり経常収益の実績額とする。</p> <p>なお、県計画に記載された当該補助対象系統の実車走行キロ当たりの経常収益の見込額が補助対象期間における当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益を上回る場合には、県計画に記載された当該補助系統の実車走行キロ当たりの経常収益の見込額を当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益とする。</p> <p>(4) 補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の50%以上である場合にあつては、当該競合系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。</p>

当該補助対象システムの補助対象経常費用と経常収益との差額×

$$\left(\frac{\text{当該補助対象システムの総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象システムの総キロ程}} \right)$$

(5) 補助対象経費の額は、補助対象期間における乗車密度の数値が5人未満の補助対象システムについては、補助対象期間における当該システムの輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

(注)

1. 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の基準期間（※1）を含む過去3年間（※3）における乗合バス事業の経常費用を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用を平均して得られた額をいう。
2. 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（※2）を含む過去3年間（※3）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の長野県を含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。
3. 「補助対象システムの実車走行キロ当たり経常収益」とは、補助対象事業者の基準期間（※1）を含む過去3年間（※3）における補助対象システムの経常収益を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。

(※1) 基準期間とは、補助対象期間（10月1日～翌9月末日）の前々補助対象期間をいう。

(※2) 基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度（4月1日～翌3月末日）の前々々々会計年度をいう。

(※3) 過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

別表3 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
<p>第2章の事業を行う一般乗合旅客自動車運送事業者</p>	<p>補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）であって、別表4に定めるところにより算出される経費</p>	<p>県計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからニの全てに適合する車両（新車に限る。）。</p> <p>イ 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、第3章による補助金の交付を受けている車両にあつては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。</p> <p>ロ 主として第2章の補助対象システムの運行の用に供するもの。</p> <p>ハ 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ定員11人以上の車両であつて、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</p> <p>② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）</p> <p>③ 小型車両（①及び②の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両）</p> <p>ニ ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に知事にその理由を記載した書類を提出しなければならない。</p>	<p>1/2</p>

別表4 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等関係）

補助対象経費の算出方法	
1.	補助対象経費の額は、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）とする。
2.	<p>補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（車両本体及び第2章の補助対象システムの運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税及び地方消費税を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップ型車両：1, 500万円 ・ワンステップ型車両：1, 300万円 ・小型車両：1, 200万円 <p>ロ 実費購入予定費（消費税及び地方消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額。</p>
3.	<p>補助対象減価償却費は、耐用年数省令第3条又は第5条に規定する償却率に基づき次式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。）</p> $\text{補助対象購入減価償却費に係る車両費の見込額} \times \left[\frac{\text{当該車両の償却率} \times \text{補助対象期間中に使用する予定の月数}}{12 \text{ (月)}} \right]$
4.	補助対象金融費用は、年2.5%を上限とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。）
5.	特別償却制度の適用を受ける場合にあっては、3で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。

別表 5

第 1 欄	第 2 欄			第 3 欄	第 4 欄
	申請書	関係書類	提出期限		
地域間幹線系統確保維持費補助金	地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請書 (様式第 1 号)	1 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (様式第 2 号) 2 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則 (昭和39年運輸省令第21号) 第 2 条第 2 項に規定する事業報告書 (車両減価償却費等補助金に係る補助対象経費を除いて作成したもの) 及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 3 当該運行系統の時刻表 4 当該運行系統と他の路線バス事業者の運行系統との関係を表示した地図 (以下「地図」という。)	別に定める。	地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請取下書 (様式第 3 号)	地域間幹線系統確保維持費補助金交付請求書 (様式第 4 号)
車両減価償却費等補助金	車両減価償却費等補助金交付申請書 (様式第 7 号)	1 補助対象購入車両減価償却費及び購入に係る金融費用の根拠となる書類 2 標準仕様ノンステップバスを購入した場合は、標準仕様ノンステップバス認定要領に定める認定書の写し 3 低床型車両でノンステップ型のもののうち、標準仕様ノンステップバス以外のものについて補助を受けようとする場合は、その理由を記載した書類 4 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令 (平成18年国土交通省令第111号) 第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた車両にあっては、認定書の写し 5 自動車登録事項等証明書の写し 6 バス車両の主要部分の写真 7 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況を示す書類 (車両数及び平均車齢)	別に定める。 (3 については車両購入前の別に定める日とする。)	車両減価償却費等補助金交付申請取下書 (様式第 8 号)	車両減価償却費等補助金交付請求書 (様式第 9 号)

別表 6

左 欄	右 欄
地域間幹線系統確保維持費補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付を受けた補助金については、地域間幹線系統の維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。 2 補助事業の内容を著しく変更しようとするときは、地域間幹線系統確保維持費補助事業変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出して、その承認を得ること。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な増減が生じる場合を除く。 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、地域間幹線系統確保維持費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出して、その承認を得ること。 4 地域間幹線系統に該当しなくなった場合において、知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。 5 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくこと。 6 5の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
車両減価償却費等補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の内容を著しく変更しようとするときは、車両減価償却費等補助事業変更承認申請書（様式第10号）を知事に提出して、その承認を得ること。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な増減が生じる場合を除く。 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、車両減価償却費等補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第11号）を知事に提出して、その承認を得ること。 3 地域間幹線系統に該当しなくなった場合において、知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。 4 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくこと。 5 4の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。